

北海道運輸局公示第48号
(令和5年9月29日最終改正)

準特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成27年1月27日

北海道運輸局長 渡 邊 良

記

別添のとおりとする。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和4年度末 車両数(両)	令和4年度末車両 数と適正車両数 (上限)との乖離 率(%)
		上限	下限		
北海道	札幌交通圏	3,180	2,861	4,504	29.4
	小樽市	177	172	325	45.5
	函館交通圏	596	541	699	14.7
	帯広交通圏	262	237	390	32.8
	釧路交通圏	236	222	350	32.6
	北見交通圏	110	100	166	33.7
	旭川交通圏	441	398	645	31.6

※上記「令和4年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。))を除き、平成23年5月30日北海道運輸局公示第7号「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」2(3)②に該当する車両を含む。)の数である。

1. 算定方法

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの基準車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定							
		令和4年度 総実車キロ	平均対前 年度比率 *1	平均総走行キロ *2	実車率*3*4			平均延実働車両数 *2	実働率*3*4		
					直近5年 間平均	令和4年度	平成13年度		直近5年間 平均	令和4年度	平成13年度
北海道	札幌交通圏	78,124,474	0.93	217,276,932	0.38	0.41	0.36	1,101,600	0.85(0.74)	0.85(0.70)	0.97
	小樽市	3,973,299	0.91	13,849,262	0.33	0.34	0.30	69,824	0.85(0.62)	0.85(0.59)	0.97
	函館交通圏	10,533,891	0.93	32,639,138	0.33	0.37	0.32	204,101	0.85(0.83)	0.85(0.81)	0.95
	帯広交通圏	5,021,055	0.93	14,530,595	0.36	0.39	0.35	89,521	0.85(0.66)	0.85(0.63)	0.85
	釧路交通圏	4,827,392	0.91	17,436,657	0.32	0.33	0.27	88,622	0.85(0.67)	0.85(0.64)	0.95
	北見交通圏	1,964,174	0.92	6,041,053	0.36	0.38	0.32	39,926	0.85(0.65)	0.85(0.57)	0.93
	旭川交通圏	8,068,084	0.90	26,552,339	0.35	0.36	0.29	162,756	0.85(0.73)	0.85(0.73)	0.95

※「平均対前年度比率」、「実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1・・・「平均対前年度比率」は、平成29年度から令和4年度における総実車キロの対前年度比率の平均値

*2・・・「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成30年度から令和4年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3・・・実車率、実働率ともに「直近5年間平均実績値」「令和4年度実績値」「平成13年度実績値」の3通りで適正車両数の算出を行い、このうち最も低い数値を「下限」、最も高い数値を「上限」とする。ただし、実車率0.30、実働率0.85を基準率とし、「直近5年間平均実績値」「令和4年度実績値」の数値が基準率を下回る場合は基準率を適用

*4・・・*3基準率を適用した場合()書きで実績値を記載